

# 南部町 消費生活相談窓口です！

相談窓口へ寄せられる相談と対処についてお知らせします。

## 【相談窓口】

専門相談員が月に1回役場相談窓口に来室し、面談または電話で相談をお受けいたします。困ったらすぐご連絡ください。

■相談日／毎月第2火曜日

■時間／午前9時～12時

■場所／南部町消費生活相談窓口（南部町役場天萬庁舎1階 町民生活課）

※相談日の午後は、ご希望により集会などに出向き、事例紹介を交えた講座を行います。町民生活課（天萬庁舎内）までお申し込みください。

## 【申込・問い合わせ先】

町民生活課（天萬庁舎内）

☎64・3781

## 強引な布団の販売

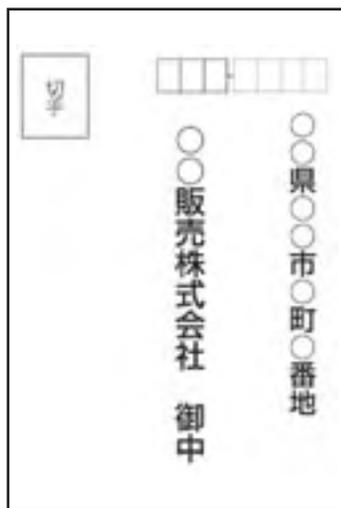
（事例）「布団を見せてほしい」「以前、買われた布団の保証を確認したい」といって、強引に家上がりこまれた。断りきれず高額な布団の契約をしてしまった。

（対処）訪問販売などで契約した場合、書面をもらった日から8日以内にハガキなど書面で契約の撤回を通知すれば、契約を解除できるクーリングオフ制度があります。

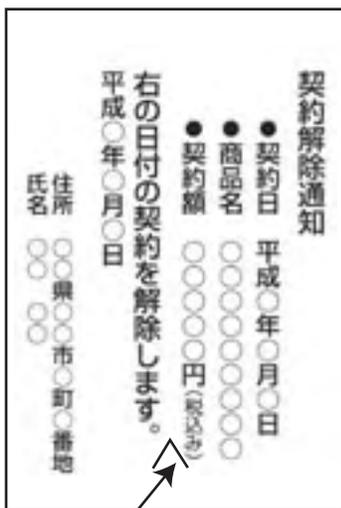


## クーリングオフ はがきの書き方

- ① はがき（手紙）に「契約をやめたい旨」を記載し、両面を「バー」する。
- ② 郵便局から特定記録郵便か簡易書留で、販売会社へ送付する。
- ③ はがきの「バー」と郵便局の受領証は大切に保管する。



表



裏

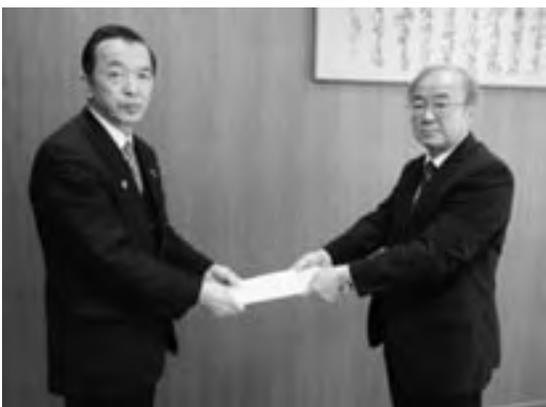
※クレジット払いを利用した場合は、クレジット会社にも同様にはがき（手紙）を送る。この場合、契約解除通知の内容に「販売会社名」を追加する。

## 南部町行政改革大綱の 答申を得ました

平成25年11月15日に諮問しました「第三期南部町行政改革大綱」について、平成26年2月25日に南部町行政運営審議会仲田和男会長より、町長へ答申書が提出されました。

この行政改革大綱は、平成26年度から3年間に町が取り組む行政改革の指針となるもので、効率的・効果的な行政運営、住民との協働連携によるまちづくりなどの方針を定めたものです。

安全で安心して暮らせるまちづくりを目標に、新たな行政課題に積極的かつ機敏に対応できる組織を目指して、引き続き行政改革に取り組めます。



答申書を渡す仲田会長